



空き店舗・空き家・移動販売車

を活用して出店してみませんか？

日立市では、**空き店舗**や**空き家**、**移動販売車**を活用して出店される方に開店費用の一部を補助しています。

新規出店や創業をお考えの方、

ぜひ**ご相談ください！**



【活用事例】



知り合いや、商工会議所などから、この制度について教えてもらい、空いていたこの店舗で、夢だったラーメン店を開業することができました。

開業にあたり、カウンターや厨房機器・設備、電気設備など、あらゆる部分を改装しました。この制度で初期費用を減らし、その分を仕入れに回すことができ本当に助かりました。私も、開業を考えている友人などに制度を紹介したいです。

今は、このような状況で大変ではありますが、コロナに負けず、「店舗のあるこの通りを、そして、ひたちのまちを明るくしていきたい」という思いで、これからも頑張ります。

補助金上限額

	補助率	営業開始時間が 日中(午後0時以前)	営業開始時間が 午後4時以降
店舗面積が30㎡以下	1/3	50万円	30万円
店舗面積が30㎡超え		100万円	60万円
移動販売車		100万円	

※経費の合計額に補助率を乗じた額と上限額のどちらか低い額が補助金額となります。

加算金

商店会加入促進加算金	上限10万円	地域商店会に加入する際の商店会費、地域商店会が管理する施設の維持管理経費相当額（1年分）
------------	--------	--

日立市産業経済部商工振興課

☎0294-22-3111（内線）487、471

メール：shoko@city.hitachi.lg.jp

詳細はホームページで ⇒



ホームページへの
リンク用QRコード

補助金の概要

対象となる店舗と 移動販売車の条件	店舗	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3箇月以上利用のない店舗又は居住者のいない空き家 ※共同住宅は除きます。 ➢ 以下のいずれかの地域にあること <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内各駅からおおむね1kmの範囲内 2) ひたちBRTの各停留所からおおむね500mの範囲内 3) 用途地域が商業地域又は近隣商業地域 ➢ 1階又は1階を含む複数階を店舗として利用すること ➢ 公道から営業していることが分かる設備（看板等）が見えること
	移動販売車	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移動営業に係る許可など必要とされる許可を受けていること ➢ 販売や調理等の必要な設備を備え付けていること（営業許可などで必要とされる条件を満たすこと） ➢ 軽車両（台車、荷車など）でないこと ➢ 市内での営業を月の営業時間の半分以上行うこと
対象業種	<p>小売業・飲食サービス業のうち、以下のものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 風俗営業法該当事業、異性紹介事業 ➢ フランチャイズ契約による加盟店 ➢ 移転により以前の店舗を空き店舗とするもの ➢ 1日5時間、週5日未満の営業のもの ➢ 期間限定（3年未満で閉店する予定）のもの 	
対象経費	改装費	改装に係る費用 市内の工業者に請け負わせる場合のみ対象
	車両購入費	必要な設備を備えた車両の購入費用、改造費用
	備品購入費	長期にわたり使えるものの購入費用
	広告宣伝費	チラシやホームページの作成に係る費用 サンプルやノベルティグッズも対象 <small>※実物が分かる写真の提出をお願いする場合があります。</small>

～～ 日立創業支援ネットワークから ～～







日本政策金融公庫、日立商工会議所、日立地区産業支援センター、日立市では、創業を希望される方向けに相談会やセミナーを実施しています。

当ネットワークの利用により税制優遇措置や融資枠の拡大などが受けられます。

創業をお考えの方は、**ご相談ください！**

【問合せ先】

	日本政策金融公庫	日立支店	24-2451
	日立商工会議所		22-0128
	日立地区産業支援センター		25-6121
	日立市（商工振興課）		22-3111(内線)471、775